第98期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
連結注記表
個別注記表

（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

藍澤證券株式会社

「業務の適正を確保するための体制」並びに「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.aizawa.co.jp/ir/library/general_meeting.html）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次の通り整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」を定め、取締役、執行役員及び職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

(2) 当社は、内部監査の独立性を高めるため、内部監査を専門に所管する「内部監査部」をコンプライアンス本部に設置する。

(3) 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、内部管理を担当する取締役１名を「内部管理統括責任者」として定めるとともに、各営業単位に「営業責任者」である部店長とは別にコンプライアンス本部に属する「内部管理責任者」を設置し、営業部門との間で内部牽制が働く仕組みとする。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に基づき、毎年度、コンプライアンスに関する実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、その実施状況を取締役会に報告する。

(5) 当社は「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段として「コンプライアンスホットライン」及び「証券ヘルプライン」を設け、その早期発見と適切な対応を行う。

(6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切に保存管理するとともに取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態に置く。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、想定される様々なリスクを洗い出し、その軽減を図るため「リスク管理委員会」を設置する。

(2) 当社が行う事業によって生ずる可能性のある損失の危険については、金融商品取引法に従った「リスク管理規程」を作成し遵守するとともに、業務遂行にあたってのリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

(3) 証券会社の財務の健全性の指標となる「自己資本規制比率」については、営業日毎に算出し、全取締役、監査役並びに関係各部署に報告する。

(4) 原則として毎週開催される経営会議において、経営環境等の報告と併せ、事業及び財務関連のリスクに関する報告を行う。

(5) その他、情報漏洩等のリスク管理及び有事におけるリスクに関するＢＣＰ（ビジネスコンティニュイティプラン）については「リスク管理委員会」にて対応し、緊急時対応計画を検討する。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、中期経営計画を毎期ローリング方式で見直し、同計画に従って取締役は、毎期の予算を作成し業績目標の明確化を図る。

(2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社及びその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。

(2) 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導及びモニタリングその他の経営管理、財務運営及び連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。

(3) 当社は、当社が定める「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」及びコンプライアンスに関する諸規程を子会社に対しても適用し、子会社の役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

(4) 当社は、当社が定めるリスク管理に関する諸規程に基づき当社グループにおいて対象となるリスク及び管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。

(5) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に対し、子会社に関する重要事項を原則として事前に当社に対し報告することを義務付ける。

(6) 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。

(7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制管理規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を指名することができる。

(2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。

(3) 当該使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、またその評価については監査役の意見を十分尊重する。

7．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8．当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 当社の取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の施行状況の報告を行なう。また、監査役は定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人との協議の場を持つ。

(2) 当社グループの役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び違法・不正行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告を行なう。

(3) 当社は、当社グループの監査役または監査役会へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

(1) 当社では、当社及びグループ会社の内部統制システムの実効性を高め、内部統制の目的を達成する為、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況を確認するとともに、その見直しを実施しています。

(2) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成するため、当社の内部監査部が年間の監査計画(コンプライアンスプログラム等)に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。

2017年度は35部支店に対し監査を実施しています。

(3) 財務報告に係る内部統制については、当社内部監査部が「内部統制管理規程」に従って当社グループの内部統制評価を実施しています。

2．コンプライアンス体制

(1) 全社員を対象とした倫理研修を実施するとともに、当社の経営理念や行動指針等をまとめた小冊子「ビジョン・ルール・マナー」を全社員に配布し、法令順守はもとより、倫理的に求められる行動についても、周知・徹底を図っています。

(2) 当社は、コンプライアンスを担う内部管理責任者を各営業単位に配置し、コンプライアンス本部主催の研修を年２回行い、コンプライアンスの啓発を推進しています。

(3) 「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」において、具体的な相談・通報仕組み、及び調査・是正措置に対する手順等を定め、問題の早期発見とその解決に努めています。2015年より、新たな通報窓口（コンプライアンスホットライン）を監査役とし、本制度の実効性を高めています。また、イントラネット、ポスター等での通報制度の周知の他、通報者が不利な扱いを受けることを禁止する旨の内容を上記の規程の中に盛り込み、本制度が適切に機能する為の措置を取っています。

3．リスク管理体制

(1) リスク管理につきましては「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」が中心となり対応しています。2017年度は12回開催し、各分野の所管部門が行ったコンプライアンス・情報セキュリティ・防災・お客様相談・業務システム・金融商品・資産管理等のテーマにつき、定期的なリスクの分析・評価を行いました。また、「リスク管理委員会」の審議内容については、随時、当社取締役会において報告、確認しています。

4．当社グループの経営管理

(1) 当社の子会社を含むグループの経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行について、当社の「取締役会」又は取締役の決裁を受ける体制となっています。2017年度は、日本アジア証券に関する報告が11回なされました。

5．取締役の職務執行

(1) 取締役の職務の効率性を確保するための執行体制について、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、取締役の業務分掌制度、執行役員制度を導入し、迅速で効率的な意思決定を図っています。業務の分担を受けた取締役及び執行役員が、毎月１回、「取締役会」において業務執行状況の報告を行っています。

(2) 取締役の職務に係る情報の保存、管理体制について、当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り、適切に管理しています。

6．監査役の職務執行

(1) 監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」「リスク管理委員会」等の重要な機関等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。

(2) 監査役は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めています。2017年度は、内部監査を担当する部門と４回、外部監査人と７回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けています。

(3) 「監査役会」の事務局を総務人事部と規定し、使用人１名の配置を可能として、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしています。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　５社

連結子会社の名称

日本アジア証券株式会社、アイザワ・インベストメンツ株式会社、アイザワ・ベンチャー１号投資事業有限責任組合、アイザワ・ベンチャー２号投資事業有限責任組合、アイザワ３号投資事業有限責任組合

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました日本アジア総合研究所株式会社は、当連結会計年度中に日本アジア証券株式会社との合併により、消滅しております。また、前連結会計年度において非連結子会社でありましたAizawa Asset Management (C.I.) Ltd.は、当連結会計年度中に清算結了しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社でありました日本アジア総合研究所株式会社は、当連結会計年度中に日本アジア証券株式会社との合併により、消滅しております。また、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社でありましたAizawa Asset Management (C.I.) Ltd.は、当連結会計年度中に清算結了しております。

３．会計方針に関する事項

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

（その他有価証券）

① 時価のある有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のない有価証券

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２年～50年

器具・備品　２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として５年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は５年であります。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

(6) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用としております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

（ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

Ⅱ. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、拠点統合の決定等による新たな情報の入手に伴い、拠点の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ42百万円減少し、税金等調整前当期純利益は77百万円減少しております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

科目	被担保債務（百万円）	担保資産（百万円）		
		投資有価証券	定期預金	計
短期借入金	1,545	4,910	428	5,338
金融機関借入金	1,345	4,391	428	4,819
証券金融会社借入金	200	518	―	518
信用取引借入金	11,792	5,123	―	5,123
計	13,337	10,034	428	10,462

（注）１．上記の表の金額は連結貸借対照表計上額によっております。
２．上記のほか、短期借入金等の債務の担保として信用取引の自己融資見返り株券933百万円を、清算基金等の代用有価証券として投資有価証券3,329百万円を差し入れております。

２．担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券	668百万円
信用取引借入金の本担保証券	11,785百万円
消費貸借契約により貸付けた有価証券	1,193百万円

（注）１．１．担保に供している資産は除いております。

３．担保等として差入を受けた有価証券の時価等

信用取引借証券	228百万円
信用取引貸付金の本担保証券	30,180百万円
受入保証金等代用有価証券	51,742百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	6百万円

４．有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,883百万円
器具備品	552百万円
その他	6百万円
計	3,443百万円

Ⅳ．連結損益計算書に関する注記

１．合併関連費用

日本アジア証券株式会社との合併に関連して生じた本社ビル移転対応費用及び営業店の設備改修費用等205百万円であります。

２．減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失額
営業店	静岡県	土地	23百万円
遊休資産	静岡県	土地	0百万円
営業店等（廃止予定）	東京都他	建物・器具備品他	24百万円
合計			48百万円

営業店については、将来キャッシュ・フローの減少見込及び地価の下落等により、遊休資産については地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（23百万円）として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である管理会計制度上で定める営業店単位で行っております。なお、賃貸資産及び遊休資産等については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額によっており、不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から、処分費用見込額等を控除して算定しております。

なお、合併により一部営業店等の廃止を予定しております。当該営業店等に存在する資産のうち、使用が見込まれなくなった資産につき、備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24百万円）として特別損失に計上しております。

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	49,525千株	―千株	―千株	49,525千株

２．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,300千株	0千株	―千株	6,300千株

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年５月24日 取締役会	普通株式	432百万円	10.00円	2017年３月31日	2017年６月29日
2017年10月27日 取締役会	普通株式	432百万円	10.00円	2017年９月30日	2017年12月１日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年５月23日 取締役会	普通株式	648百万円	利益剰余金	15.00円	2018年３月31日	2018年６月７日

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	242 百万円
長期未払金	70 百万円
貸倒引当金限度超過額	27 百万円
投資有価証券評価損	206 百万円
固定資産減損損失	305 百万円
金融商品取引責任準備金	59 百万円
投資事業組合運用損	471 百万円
未払事業税等	54 百万円
資産除去債務	52 百万円
未払社会保険料等	36 百万円
その他	67 百万円
繰越欠損金	249 百万円
繰延税金資産小計	1,845 百万円
評価性引当額	△1,462 百万円
繰延税金資産合計	382 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	3,823 百万円
退職給付に係る資産	229 百万円
買換資産土地圧縮積立金	62 百万円
連結子会社の評価差額金	74 百万円
その他	5 百万円
繰延税金負債合計	4,195 百万円
繰延税金負債の純額	3,812 百万円

(注) 当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	347 百万円
流動負債－繰延税金負債	3 百万円
固定負債－繰延税金負債	4,155 百万円

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及びその取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令等に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受入れた預り金や受入保証金等があります。

預金は預入先の信用リスクに、信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための６ヶ月以内の短期貸付金で、顧客の信用リスクに晒されています。顧客分別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のため保有しているもの、純投資目的、政策投資目的並びに事業推進目的で保有しているものがあります。これらはそれぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、預入先を大手都市銀行などの信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は原則として国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としています。

信用取引貸付金については、顧客管理に関する規程等の社内規程に基づき、当初貸付金額、及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

当該市場リスク枠は、取締役会において決定し、市場の変動や財務の健全性等を勘案して、市場リスク枠の見直しを行っております。

更に市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２）参照のこと。)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	12,501	12,501	―
（２）預託金	22,952	22,952	―
（３）営業投資有価証券	142	142	―
（４）商品有価証券等	608	608	―
（５）信用取引貸付金	33,097	33,097	―
（６）信用取引借証券担保金	226	226	―
（７）投資有価証券	24,164	24,164	―
資産　計	93,694	93,694	―
（１）信用取引借入金	11,792	11,792	―
（２）信用取引貸証券受入金	626	626	―
（３）有価証券担保借入金	1,223	1,223	―
（４）預り金	16,550	16,550	―
（５）受入保証金	6,932	6,932	―
（６）短期借入金	4,745	4,745	―
負債　計	41,870	41,870	―
デリバティブ取引			―
ヘッジ会計が適用されていないもの	△4	△4	―
デリバティブ取引　計	△4	△4	―

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券、(4) 商品有価証券等、(7) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

(5) 信用取引貸付金、(6) 信用取引借証券担保金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 信用取引借入金、(2) 信用取引貸証券受入金、(6) 短期借入金

これらは、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券担保借入金、(4) 預り金、(5) 受入保証金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、市場で取引されるものについての時価は取引所の価格に基づき算定しております。為替予約取引の時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,352百万円
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	1,206百万円
合計	2,558百万円

※上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

Ⅷ. 追加情報

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2017年9月26日開催の取締役会において、当社の完全子会社である日本アジア証券株式会社を吸収合併することを決議し、2018年７月１日を効力発生日とする合併契約を締結しております。

１．企業結合の概要

(1)結合当時企業の名称及びその事業の内容

結合当時企業の名称　日本アジア証券株式会社

事業の内容　金融商品取引業

(2)企業結合日　2018年７月１日（予定）

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本アジア証券株式会社は解散いたします。

(4)結合後企業の名称　藍澤證券株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

日本アジア証券株式会社との合併により、一層のお客様満足度の向上を目指すとともに、経営資源の効率的な活用、経営基盤の更なる強化等によって企業価値の向上を目指してまいります。

２．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」」（企業会計基準適用指針第10号平成30年２月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,324円28銭
２．１株当たり当期純利益	52円19銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

１．トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

２．トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

(1) その他有価証券

（時価のある有価証券）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

（時価のない有価証券）

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

３．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２年～50年

器具・備品　２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として５年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は５年であります。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

６．特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

７．その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用としております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

Ⅱ．会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、拠点統合の決定等による新たな情報の入手に伴い、拠点の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ０百万円増加し、税引前当期純利益は８百万円減少しております。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

科目	被担保債務（百万円）	担保資産（百万円）	
		投資有価証券	計
短期借入金	1,225	4,840	4,840
金融機関借入金	1,125	4,391	4,391
証券金融会社借入金	100	448	448
信用取引借入金	10,200	5,123	5,123
計	11,425	9,963	9,963

（注）１．上記の表の金額は貸借対照表計上額によっております。
２．上記のほか、清算基金等の代用として投資有価証券3,307百万円を差入れております。

２．担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券	560百万円
信用取引借入金の本担保証券	10,170百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,011百万円

（注）１．１．担保に供している資産は除いております。

３．担保等として差入を受けた有価証券の時価等

信用取引借証券	189百万円
信用取引貸付金の本担保証券	25,498百万円
受入保証金等代用有価証券	45,272百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	2百万円

４．有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,283百万円
器具備品	439百万円
その他	3百万円
計	2,726百万円

５．関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権	452百万円
(2) 短期金銭債務	0百万円
(3) 長期金銭債権	34百万円
(4) 長期金銭債務	0百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1．合併関連費用

日本アジア証券株式会社との合併に関連して生じた本社ビル移転対応費用及び営業店の設備改修費用等94百万円であります。

2．関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 営業収益	△53百万円
② 営業費用	40百万円

(2) 営業取引以外の取引高

① 営業外収益	955百万円
② 営業外費用	―百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,300千株	0千株	―千株	6,300千株

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	143 百万円
長期未払金	69 百万円
貸倒引当金限度超過額	27 百万円
投資有価証券評価損	203 百万円
固定資産減損損失	269 百万円
金融商品取引責任準備金	47 百万円
投資事業組合運用損	348 百万円
その他	126 百万円
繰越欠損金	50 百万円
繰延税金資産小計	1,285 百万円
評価性引当額	△1,067 百万円
繰延税金資産合計	218 百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	3,808 百万円
前払年金費用	159 百万円
買換資産土地圧縮積立金	62 百万円
その他	5 百万円
繰延税金負債合計	4,036 百万円
繰延税金負債の純額	3,818 百万円

（注） 当事業年度における繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	209 百万円
固定負債－繰延税金負債	4,027 百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. 追加情報

（連結子会社の吸収合併）

「連結注記表　Ⅷ. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,305円59銭
２．１株当たり当期純利益	47円15銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。